

産業廃棄物処理施設設置許可申請書関係書類一覧表（申請者が法人の場合）

| インデックス番号、添付書類名 | 記載項目 | 詳細な内容 |
|--|--|---|
| 1. 事業計画書 | ①事業者名及び住所 | 事業者の名称、住所等を明記する。 |
| | ②事業の目的 | 事業の目的を明記する。 |
| | ③事業実施場所 | 事業の実施場所を明記する。 |
| | ④施設処理能力 | (〇〇単位/日、△△時間)、(〇〇単位/時間) |
| | ⑤廃棄物の処理計画 | 事業で予定する年間や月間の廃棄物の処理量・処理物の発生量等について明記する。 |
| | ⑥搬入計画 | 運搬車両の主な搬入・搬出経路、台数 |
| | ⑦処理する廃棄物の排出元 | 処理する産業廃棄物の予定される排出事業者、場所等を明記する。 |
| | ⑦処理後の用途、販売先等 | 処理後の資材の用途・販売先等を明記する。 |
| 2. 産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 | ①当該施設の設備概要 | 当該施設及びその付帯施設の構造、仕様、配置等が分かる資料を整理する。 施設の処理能力をどのように計算して算出したかわかる資料を添付する。 |
| | ② " " の装置仕様 | |
| | ③ " " の設計図面、カタログ等 | |
| | ④ " " の処理能力算定資料 | |
| | ⑤付帯施設の図面等 | |
| | ⑥その他構造を明らかにする資料 | |
| 3. 処理工程図 | ①処理工程図（作業フロー） 移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成する。 | 搬入、計量、保管、選別、処理、搬出等に関して、その方法や用途などをフローにしてできるだけ詳細に分かりやすく図示する。 |
| 4. 当該産業廃棄物処理施設の付近の見取図 | | |
| 4-1 位置図、配置図等 | ①位置図 | 青森県内での位置が分かるもの。 1/50,000～1/1,000等の地図上で付近集落や主要道路との距離や位置関係がわかるもの。 1/1,000以下で事業地内での施設の配置が詳細にわかるもの。 |
| | ②見取図 | |
| | ③配置図等 | |
| 4-2 設置場所の登記簿等 | ①土地登記簿謄本 | 施設を設置する土地の所有者及び地籍を証明するための登記簿謄本、地図等 |
| | ②公図、17条地図 | |
| 4-3 土地の所有権、使用权を証明する書類 | ①賃貸契約書等 | 土地を借地して使用する場合は、使用权を証明できる賃貸借契約書等を添付する。 |
| 4-4 関係住民との協議資料 ※事前に説明・協議した場合のみ | ①事前説明書 ②関係住民の同意書 | 施設の設置により生活環境の影響を受けるとされる関係住民等の理解や協力を得るために行った事前説明書や同意書がある場合添付する。 |
| 5. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 | | |
| 5-1 構造基準及び維持管理基準 (移動式の場合は駐機場と移動先に分けて作成) | ①構造基準とそれに対する対応策 (別紙1参照) | 廃棄物処理法に規定される構造基準を記載し、基準に適合するための対応策を併記する。 |
| | ②維持管理基準とそれに対する対応策 (別紙2参照) | 廃棄物処理法に規定される維持管理基準を記載し基準に適合するための対応策を併記する。 |
| | ③産業廃棄物の保管場所の図面及び容量算定計算書 | 廃棄物の保管場所及び処理物の保管場所の寸法の入った図面を作成し、その容量計算を明記する。 (廃棄物の比重は実測した数値(実測データ添付)又は県外廃棄物搬入事前協議での重量換算値を使用する。) |
| 5-2 維持管理計画書 (移動式の場合は駐機場と) | ①運転時間(タイムスケジュール) | 運転時間や休憩時間等を明記する。 |
| | ②設備の点検項目とその頻度及び記録簿 | 施設の点検項目等や記録簿等の様式の添付及び |

| | | |
|--|---|---|
| 移動先に分けて作成) | | その点検頻度等を記載する。 |
| | ③生活環境への対処方法 | 生活環境影響項目に対する環境保全方法等についての体制を明記する。 |
| | ④維持管理体制及び緊急時連絡先 | 施設の監視体制及び連絡体制について系統図等で明記する。 |
| 5-3 技術的能力を説明する書類 | ①技術管理者の設置を証明する書類 ※技術管理者が当該法人に雇用されていることを証明する書類を添付すること。 (役員等である場合は除く) | 法第 22 条に規定される技術管理者を設置することを証明する書類 ((財)日本環境衛生センターで実施される講習会を修了したことを証明する修了証の添付等) |
| 6. 当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書類 | ①施設の設置に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 | 当該施設の設置に要する土地の取得費用、各施設購入費用等の資金を算出した書類 (施設の売買契約書等) 及びその資金の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。 |
| | ②施設の維持管理に要する費用の総額及びその費用の調達方法を記載した書類 | 当該施設を維持管理するために要する費用を算出した資料及びその費用の調達方法を証明する書類を記載又は添付する。 |
| 7. 直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類 | ①貸借対照表 (決算報告書等) | 直前 3 事業年度分 |
| | ②損益計算書 | 〃 |
| | ③株主資本等変動計算書 | 〃 |
| | ④個別注記表 | 〃 |
| | ⑤納税証明書 | 〃 |
| 8. 定款又は寄付行為及び登記簿謄本 | ①法人の定款 | |
| | ②法人の登記簿謄本 | (申請時から直前 3 ヶ月以内の登記簿謄本) |
| 9. 住民票の写し、身分証明書、登記されていないことの証明書 | | |
| 9-1 廃棄物処理法第 14 条第 3 項第 2 号ニに規定する役員の住民票の写し等 | ①役員 の住民票の写し | 申請時から直前 3 ヶ月以内のもの |
| | ② 〃 の身分証明書 | 〃 |
| | ③ 〃 の登記されていないことの証明書 | 〃 |
| 9-2 5%以上の株主又は 5%以上の額に相当する出資者の住民票の写し等 | ①株主又は出資者の住民票の写し | 申請時から直前 3 ヶ月以内のもの |
| | ② 〃 の身分証明書 | 〃 |
| | ③ 〃 の登記されていないことの証明書 | 〃 |
| ※株主、出資者に法人がある場合は、その法人の登記簿謄本と代表者の①～③ | | |
| 9-3 使用人の住民票の写し等 | ①使用人の住民票の写し | 申請時から直前 3 ヶ月以内のもの |
| | ② 〃 の身分証明書 | 〃 |
| | ③ 〃 の登記されていないことの証明書 | 〃 |
| 10. 有価証券報告書 | 直前事業年度に係る有価証券報告書 | 有価証券報告書の提出により 7、8 の書類の添付を省略できる。 |
| 11. 欠格要件に該当しない旨の誓約書 | 申請者が欠格要件に該当しないものであることを誓約する書類 | 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面 (別紙 3 参照) |
| 12. 先行許可証 (廃棄物処理法施行規則第 11 条第 8 項) | 下記許可証のいずれか。 ①産業廃棄物収集運搬業 (変更) 許可証 ②産業廃棄物処分業 (変更) 許可証 ③特管産廃収集運搬業 (変更) 許可証 ④特管産廃処分業 (変更) 許可証 ⑤産廃処理施設設置 (変更) 許可証 | 平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して 5 年を経過しない許可を受けている場合は、先行許可証の提出により 9-1 ~9-3 の住民票等の添付を省略できる。 |
| 13. その他 | ①委任状 (代理人申請する場合) ②関係法令に関する届出書等 | 代理人に対する委任状と代理人の身分証明書等 関係法令で他部署に提出した届出書類の写し |
| 14. 生活環境影響調査書 | ①廃棄物処理法に基づく内容の調査書 | 法に規定する内容を満たす調査書を添付する。 |

(別紙1)

木くず・がれき類の破碎施設の構造基準

| 構造基準 | 基準を満たしていることの説明、その対応策 |
|--|----------------------|
| ○共通基準 (廃棄物処理法施行規則第12条) | |
| ①自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 | |
| ②削除 | |
| ③産業廃棄物、産業廃棄物処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 | |
| ④産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 | |
| ⑤著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 | |
| ⑥施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理施設が設けられていること。 | |
| ⑦産業廃棄物の受入れ設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。 | |
| ○個別基準 (同法施行規則第12条の2第9項) | |
| ①破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。 | |

※木くず・がれき類の破碎施設以外の場合は、上記項目の個別基準を、廃棄物処理法施行規則第12条の2に規定により、当該申請する施設が該当する項目に変更してください。

(別紙2)

木くず・がれき類の破碎施設の維持管理基準

| 維持管理基準 | 基準を満たしていることの説明、その対応策 |
|--|----------------------|
| ○共通基準 （廃棄物処理法施行規則第12条の6） | |
| ①受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 | |
| ②施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 | |
| ③産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 | |
| ④施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 | |
| ⑤産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 | |
| ⑥蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 | |
| ⑦著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 | |
| ⑧施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするともに、定期的な放流水の水質検査を行うこと。 | |
| ⑨施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること | |
| ○個別基準 （同法施行規則第12条の7第9項） | |
| ①破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。 | |

※木くず・がれき類の破碎施設以外の場合は、上記項目の個別基準を、廃棄物処理法施行規則第12条の7に規定により、当該申請する施設が該当する項目に変更してください。

(別紙3)

○申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）
第14条第5項第2号イからへまでに該当しない旨を記載した書類

法第14条第5項第2号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 法第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注1）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人（注1）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- へ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

法第7条第5項第4号

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）
若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。
第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222
条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せら
れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項
の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である
場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60
日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他い
かなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の
支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取
消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第
15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3
項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定
による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの
事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止
について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- へ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処
分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があ
つた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人
を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理
由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1)本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2)継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業
に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び
海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
をいう。

平成 年 月 日

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを誓約します。

住 所

氏 名

印

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）